

新湘南鎌倉総合病院建設について

新湘南鎌倉総合病院建設について、市の福祉行政とのかわり、周辺に及ぼす影響など、次のような質問が行われました。

質問：湘南鎌倉総合病院と市の医療機関との連携のあり方はどのように考え、また、鎌倉市はその連携にどうかかわっていくのか。

部長：かかりつけ医からの受け入れ、市内の医療機関との間で患者を相互に送るなど連携が図られており、市民の健康を担う医療機関として定着している。

移転を機に、高度な医療技術が導入され、新病院を中心とした地域連携がさらに充実していくものと考えられる。市では、地域連携は市民の健康を守る上でも重要と認識しており、さらなる地域連携の充実を目指し、関係機関と協議している。

質問：大規模災害発生時に頼りにするのは市内の医療機関だが、市の医療機関との連携の中で、湘南鎌倉総合病院の位置付けはどうなっているのか。

部長：市は、大規模災害発生時の医療救護活動について、鎌倉市医師会等と協定を結び、救護所への医師の派遣などの体制を整えている。湘南鎌倉総合病院では、災害発生時に全国各地から人材が集まり、病院を運営できる体制が整えられているため、特に被災した重篤な傷病者を中心に受け入れを期待しており、連携につ

いて十分に協議を進めたい。質問：新病院開設後の交通量の変化の見直しについて、調査の必要性はどのように考えているのか。

部長：新病院開設に伴い交通量の増加が予想されることから、周辺交差点の交通量調査を実施し、評価分析を行う予定だ。

質問：新病院前の道路における歩行者の安全確保はどのように考えているのか。

部長：新病院側は、病院の協力により、横断防止柵が設置され、歩行空間が確保されている。また市では、市道にある既設の歩道に、今年度横断防止柵を設置する予定だ。

質問：新病院前の三差路は現在でも見通しが悪い。歩行者の安全確保や対面する自動車同士の事故防止のために、信号機を設置するなど安全対策が必要だがどうか。



新病院前三差路

部長：病院の開設に合わせた設置を大船警察署から県警本部に上申しているが、現時点では、開設に合わせた

設置は難しい状況と聞いている。改めて設置を要望したところ、平成二十三年度中には対応予定とのことなので、早期に調整を進めたい。

質問：新病院へ家用車で向かう場合、大型商業施設前の渋滞を避けて柏尾川沿いの岡本市営住宅前交差点から入ることが十分考えられる。道幅が狭く、見通しが悪いこの交差点は改良すべきであるが、その考えはあるか。

部長：この交差点の改良は、周辺道路のより円滑な交通と安全確保のためには必要不可欠であると考えており、平成二十三年度の事業化に向けて、警察、県等の関係機関と協議を行っている。



岡本市営住宅前交差点

現段階では、交差点手前の急なカーブを緩和し、道路をほぼ直角に交差させた交差点とし、併せて信号機を設置する計画で進めている。今後、計画の詳細やスケジュール等が決まった段階で、地元等へも説明し、理解を得た上で来年度の実施を目指す。

(健康福祉部・都市整備部)

職員の人件費等と職場環境について

職員の人件費と職場環境について、次のような視点から質問が行われました。

質問：職員給与について調べたところ、ある週刊誌に、地方公務員平均給与月額トップが鎌倉市であるという記事が掲載されていた。この結果について、市ではどのようにとらえているか。

部長：この記事は、総務省が全国の自治体を対象に、全職員の昨年四月分の給料及び超過勤務手当等、諸手当の支給額を調査し、職員一人あたりの平均給与額を算出した「平成二十一年度地方公務員給与実態調査」に基づいたものであり、本市の職員給与は高い水準にあると認識している。

その後、住居手当や超過勤務手当などについて抑制施策を実施してきたところだが、今後も国家公務員や他の自治体職員、民間事業所との均衡を考え、給与の適正化に努めていきたい。

質問：「給与」というのは給料プラス諸手当のことだと認識している。給料については、鎌倉市は全国四十七番目だが、もう一方の諸手当の部分トップとなっている。昨年十二月に住居手当の引き下げを行ってはい

るもの、依然として高い水準にある。削減に向けた今後の方向性について聞きたい。

部長：今回の調査で明らかになった点として、諸手当の

部分、特に住居手当が高いということがある。住居手当については、ご指摘のとおり、昨年の十二月に既に、引き下げを行っているが、やはり高い水準にあるため、今後も、他市との比較などをしっかりと行い、適正化を図っていきたく考えている。

質問：超過勤務手当について調べてみたところ、これも全国五位ということに高いレベルにある。このことについてはどうか。

部長：超過勤務手当については、削減に向けて、昨年十二月、人事管理の一環として、管理職による超過勤務の事前確認の制度化を行った結果、十二月から三月までの四カ月間の実績が、前年同月比で十三%、金額にして約三千八百万円の減となっている。

これからも、日常的な業務の見直しや事務事業の精査により、総合的に超過勤務を削減していきたいと考えている。

質問：庁舎内の設備について、月曜日に水道栓を開くと赤さびが出て水が飲めないなど、非常に環境が悪いということが昔から言われている。設備面について、何か対策は考えているのか。

部長：本庁舎は昭和四十四年の竣工であり、すでに四十年以上が経過しているため、平成十九年度から二十七年にかけて給排水設備等の改修工事を予定してい

る。二十一年度までに共通部分の冷暖房設備、電気設備、受水槽の改修工事を行ってきており、来年度以降は各フロアの電気・給排水設備改修工事を実施する予定だ。

質問：庁内を歩いてみると執務スペースの不足が目立つと感じられる。仕事の効率の面からも、職員がもう少し快適に業務を行えるような職場環境を確保する必要がありと思うがどうか。

部長：本庁舎のスペース不足については非常に大きな課題であるとして認識している。敷地と建物自体は限界であるが、執務スペースを少しでも増やすため、縦型の壁面キャビネットを入れるなど、スペースを広げる工夫を一步一歩進めているところだ。

(総務部・経営企画部)

可決した意見書

議会は、地方自治法第99条の規定に基づき、地方公共団体の公益に関することについて、意見書を国会または関係行政に提出することができます。今定例会では次の意見書を可決し、鎌倉市議会として関係機関に送付しました。

実験動物焼却施設の設置規制について法の整備を求めることに関する意見書

鎌倉市と藤沢市の市境に製薬の新研究所が建設されている。この施設内には実験動物焼却施設（最大で日量0.9トン焼却可能）の設置が計画されている。住宅密集地に近接していることから、近隣住民は環境面・健康面に不安を感じている。

現在、実験動物焼却施設の設置規制は、直接的な法律の定めがない。1994年8月12日の厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知により、実験動物が一般廃棄物とされていることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条、一般廃棄物処理施設の許可に規定された「都道府県知事の許可」を受けることによって、実験動物焼却施設の設置が可能となる。この状況下では、実験動物焼却施設が住宅密集地に設置され、近隣住民へ精神的苦痛を与え、紛争などにつながる可能性が否定できない。そのため、実験動物焼却施設の設置規制を定める法整備が早急に求められる。

法整備に当たっては、「生活の場で生きていたものを燃やす」施設である火葬場に関する法律や、民間事業者の実験動物焼却施設にかかわる自治体の指導指針・要綱に定められている項目を準用すべきである。つまり「実験動物焼却施設については行政区にかかわらず、300メートル範囲内の土地に住む人や事業者が計画を説明し、その後同意書を作成、許可権者に提出しなければならない」というものである。

今後、動物を製薬などの実験に使用し、焼却することは回避できないため、以上のような設置規制を法で定めることにより、近隣住民がこうむる精神的苦痛が回避されると判断する。

よって、鎌倉市議会は、実験動物焼却施設の設置規制について法の整備を強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月25日

鎌倉市議会

鎌倉市議会からのお知らせ

◆かまくら議会だより 音声版・点訳版のご案内
「かまくら議会だより」は、鎌倉朗読・録音奉仕会と鎌倉市点訳赤十字奉仕団のご協力により、音声版（収録テープ）と点訳版を作成しています。ご希望の方は議会事務局 議事調査担当までお問い合わせください。

◆請願・陳情の出し方
市民の皆さんの意見・要望を、市議会を通して行政に反映させる制度として請願と陳情があります。提出に当たっては、所定の様式があるため、事前に議会事務局議事調査担当までお問い合わせください。

請願と陳情の違い…請願は1人以上の紹介議員の署名が必要ですが、陳情は不要です。
提出の締め切り…提出はいつでも可能ですが、定例会初日の前日までに提出された場合はその定例会で審査、期限を過ぎての提出の場合は次回定例会での審査となります。

◆請願・陳情の取り扱い方法の一部が変わりました

本年4月22日及び5月24日に開催された議会運営委員会が協議の結果、取り扱い方法が以下のとおり変更になりました。

- ①議会運営委員会が陳情の付託先を協議する際、陳情の願意が本市の事務に属さないものとの結論に至った場合は、委員会への付託は行わず、全議員に陳情の写しを配付します。（請願は今までどおりです）
- ②意見書提出（決議）を求める請願・陳情が、委員会において全会一致または多数により結論が出た場合は、本会議で委員長報告を行い、請願・陳情に対する採決を行います。（意見書提出（決議）を求める請願・陳情の委員会採決時、全会一致のときのみ委員会として、意見書（決議）を提出するという、今までの取り扱いが変更になりました）